

大阪府温暖化の防止等に関する条例について

環境農林水産部みどり・都市環境室
建築都市部建築指導室

【条例制定の趣旨】

地球温暖化問題はあらゆる人間の活動が原因となっており、わが国においてもここ 100 年の間で年平均気温が約 1.0 上昇するなど、自然の生態系や人間社会に大きな影響を及ぼし、人類の生存基盤を揺るがす大きな問題となっています。

また、大阪府域においては、都市化の進行とエネルギー消費の増加に伴い、ヒートアイランド現象が顕著となっており、真夏日や熱帯夜の日数もここ 20 年間で著しく増加しています。

このように、大阪府域では、地球温暖化とヒートアイランドという 2 つの温暖化現象に直面しており、このままでは、「住みやすさ」や「働きやすさ」、「訪れやすさ」など、「大阪の都市格」とも言うべき都市環境としての質の悪化を招きかねない状況にあります。

このため、大阪府環境審議会答申（平成 17 年 5 月 9 日）を踏まえ、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策を促進させるとともに、温暖化対策を含めた総合的な建築物の環境配慮を促進させるなど、各主体が一体となって 2 つの温暖化の防止に取り組み、良好な都市環境の形成を図るため、大阪府温暖化の防止等に関する条例を制定するものです。

【条例の内容】

第 1 章 総 則

1 目 的

この条例は、大阪府環境基本条例の理念にのっとり、地球温暖化及びヒートアイランド現象（以下「温暖化」という。）の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とします。

（趣旨）

- ・ この条例全体の目的を明らかにしたものであり、条例において規定する内容（責務、必要な事項）並びにこれらの内容により達せられる第一義的な目的及び究極的な目的を示すものです。

2 定 義

この条例における主な用語を以下のとおり定めます。

地球温暖化：地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策法」という。）第 2 条第 1 項に規定する地球温暖化

ヒートアイランド現象：エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面を被覆するもの

の変化等により、地域的に地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象

温室効果ガス：地球温暖化対策法第2条第3項に規定する温室効果ガス

温室効果ガスの排出：地球温暖化対策法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出

人工排熱：人の活動に伴って発生する熱を大気中に排出し、放出し、又は漏出させること

エネルギー：エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条第1項に規定するエネルギー

建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物

建築主：建築基準法第2条第16号に規定する建築主

建築物の環境配慮：建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）時における環境への負荷を低減することその他の建築物に関する環境への配慮

3 府の責務

- (1) 府は、温暖化の防止等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するものとします。
- (2) 府は、(1)の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとします。
- (3) 府は、自らの事務及び事業について、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、府が設置し、又は管理する建築物について、環境への配慮のために必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 府は、事業者、建築主及び府民による温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、(1)に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとします。

(趣旨)

- ・ 地球温暖化の防止と大阪府域のヒートアイランド現象の緩和対策に取り組む府の責務についての考え方を明らかにするものです。

4 事業者の責務

- (1) 事業者は、その事業活動を行うに際しては、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。
- (2) 事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する調査に協力する責務を有するものとします。
- (3) (1)、(2)のほか、事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する施策に協力する責務を有するものとします。

(趣旨)

- ・ 地球温暖化の防止と大阪府域のヒートアイランド現象の緩和対策に取り組む事業者の責務についての考え方を明らかにするものです。

5 建築主の責務

- (1) 建築主は、建築物の環境配慮に関する情報の提供、建設工事時における環境への負荷の低減の取組その他の建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。
- (2) (1)のほか、建築主は、府が実施する建築物の環境配慮に関する施策及び調査に協力する責務を有するものとします。
- (3) (1)、(2)のほか、建築主は、府が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有するものとします。

(趣旨)

- ・ 地球温暖化の防止と大阪府域のヒートアイランド現象の緩和対策に取り組む建築主の責務についての考え方を明らかにするものです。

6 府民の責務

- (1) 府民は、日常生活において、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した機器等の購入その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。
- (2) (1)のほか、府民は、府が行う温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有するものとします。

(趣旨)

- ・ 地球温暖化の防止と大阪府域のヒートアイランド現象の緩和対策に取り組む府民の責務についての考え方を明らかにするものです。

第2章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制

7 温暖化対策指針の作成

- (1) 知事は、事業者がその事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制を行うために必要な事項についての指針（以下「温暖化対策指針()」という。）を定めるものとします。
- (2) 温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとします。
- (3) 知事は、温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとします。

(趣旨)

- ・ 知事が、事業者が温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制が計画的に実施されるよう、科学的知見や技術水準等に基づいて温暖化対策指針を策定し、また、それを改定したときはその内容を公表することを定めるものです。

(解説)

温暖化対策指針

温暖化対策指針には、 エネルギー消費量、温室効果ガス排出量等の算定方法 温室効果ガス及び人工排熱の削減方法 温暖化対策計画書の作成方法 温暖化対策実績報告書の作成方法等の事項を具体的に定めるものとしています。

温暖化対策指針については、専門家等の意見を聞いた上で、本年中に策定し公表します。

8 事業者の温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制義務

- (1) 事業者は、温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。
- (2) (1)の措置を講ずるに当たっては、環境マネジメントシステム(事業者自らが環境の保全に関する計画を策定し、これを達成するための取組を実施し、その実施状況を点検し、及び評価し、並びに当該計画を見直すことにより、継続的に環境への負荷の低減を図る仕組みをいう。)その他の環境の保全に資する制度を導入することにより、行うよう努めなければならないこととします。

(趣旨)

- ・ エネルギー使用の大小にかかわらず、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制について、すべての事業者に適用される努力義務を定めるものです。

9 対策計画書の作成等

- (1) エネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者(以下「特定事業者()」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、規則で定める期間ごとに、知事に届け出なければならないこととします。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
事業所(規則で定めるものに限る。)の名称及び所在地
事業の概要
事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のための対策
事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標
から までのほか、規則で定める事項
- (2) 知事は、前項の規定による対策計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとします。
- (3) 特定事業者は、(1)の規定により届け出策定した対策計画書に従い、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のための対策を講ずるものとします。

(趣旨)

- ・ 一定量以上のエネルギーを使用する事業者を対象に、温室効果ガスの排出や人工排熱の削減対策を行うための計画の作成を求め、対策計画書の届出を義務付けることを定めるものです。
- ・ 届出と事業者の自主的な取組みを促す公表という仕組みによって、本制度の実効性を担保する

ものです。

(解説)

特定事業者

- ・ 次の3つの事業者を対象としています。

府域において年間の燃料と電力を合算したエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500キログラム/年以上の事業所を持つ事業者

府域に使用の本拠を有する自動車(軽自動車を除外する予定)を100台以上使用する事業者(製造業や卸売・小売業などの一般事業者、自動車運送事業者)

その他、エネルギーの使用量が相当程度大きいと認められる事業者

24時間営業を常態としており、かつ、府域の事業所(店舗)の合計エネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500キログラム/年以上となる事業者(コンビニエンスストア等)

10 対策計画書の変更の届出

- (1) 9(1)による届出をした者は、9(1)のうち、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。
- (2) 9(1)による届出をした者は、9(1)に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、9(1)からまでに掲げる事項を記載した変更対策計画書を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならないこととします。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更についてはこの限りでないこととします。
- (3) 9(2)及び(3)の規定は、(2)の規定による届出について準用するものとします。

(趣旨)

- ・ 9の届出内容に変更が生じた場合に変更内容の届出を義務付ける規定を定めるものです。なお、変更対策計画書の届出をもって排出実績を把握することができることから、実績報告書の届出は省略できるものとします。

11 実績報告書の届出

- (1) 特定事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書又は変更対策計画書に基づいて行った温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごと()に、知事に届け出なければならないこととします。
- (2) 知事は、(1)の規定による実績報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとします。

(趣旨)

- ・ 対策計画書を届け出た特定事業者に対して、当該計画に基づく対策を講じた結果に関する実績報告書を府に届け出ること、及び知事がその届出のあった報告書について、対策計画書同様、

その概要を公表する旨を規定したものです。

(解説)

規則で定める年度ごと

- ・実績報告書の届出は毎年1回行うものとします。

12 指導及び助言

知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対して、対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができることとします。

(趣旨)

- ・特定事業者に対し、対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書について、内容の錯誤の是正はもとより、排出抑制の措置を講じさせることなどの指導又は助言ができる規定を定めるものとします。

第3章 建築物の環境配慮

13 建築物環境配慮指針の策定

(1)知事は、次に掲げる事項について、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとします。

エネルギーの使用の抑制に関する事項

資源及び資材の適正な利用に関する事項

敷地外の環境への負荷の低減に関する事項

室内環境の向上に関する事項

建築物の長期間の使用の促進に関する事項

周辺地域の環境の保全に関する事項

から までに定めるもののほか、知事が必要と認める事項

(2)建築物環境配慮指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとします。

(3)知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとします。

(趣旨)

- ・建築物は、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境事象に影響を与えているとともに、良好な居住環境の整備や建築物の長期間の使用など、多面的に環境に関わっているため、建築物の環境配慮は、良好な都市環境の形成に向け、幅広い分野で総合的な取り組みを求めるものとします。
- ・知事が、科学的知見や技術水準等に基づいて、建築主が配慮すべき項目、環境配慮の評価手法、

届出方法等を具体的に定めた建築物環境配慮指針を策定・改定し、その内容を公表することを定めるものです。

14 建築主の環境配慮義務

建築物の新築等をしようとする者は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

(趣旨)

- ・ 建築物の規模にかかわらず、すべての建築主に適用される努力義務を定めるものです。

15 建築物環境計画書の作成等

(1)規則で定める規模()を超える建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、当該特定建築物の新築等の工事に着手する前の時期で規則で定める時期までに、知事に届け出なければならないこととします。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の概要

建築物の環境配慮のために講じようとする措置

に規定する措置の評価結果

から までに掲げるもののほか、規則で定める事項

(2)知事は、(1)の規定による建築物環境計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとします。

(3)特定建築主は、(1)の規定により届け出た建築物環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとします。

(趣旨)

- ・ 環境への負荷が相当量あることが見込まれることなどを勘案し、延床面積が5,000㎡を超える建築物については、建築主の社会的な責任も踏まえ、新築等の機会を捉えて建築物環境計画書の作成及び届出を義務付けることを定めるものです。
- ・ 届出の内容は、建築主の住所・氏名、建築物の所在地・名称等に加え、建築物の環境配慮の取り組み状況や、建築物環境配慮指針に示す評価の方法による取り組みの自己評価の結果等とします。
- ・ 個々の建築物について評価結果等、届出の概要を公表することにより、建築主の積極的な環境配慮の取り組みを促すだけでなく、府民の皆様には建築物の環境配慮に関する情報を提供するものとします。

(解説)

規則で定める規模

- ・ 延床面積が 5,000 m²を超える建築物としています。

16 建築物環境計画書の変更の届出

- (1)15(1)の規定による届出をした者は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る15(1) から までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更については、この限りでないこととします。
- (2)15(2)及び(3)の規定は、(1)の規定による届出について準用するものとします。

(趣旨)

- ・ 15 の届出内容に変更が生じた場合に、軽微な変更等を除き届出を義務付けることを定めるものです。

17 工事完了の届出

- (1)特定建築主は、15(1)の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。
- (2)知事は、(1)の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとします。

(趣旨)

- ・ 建築物環境計画書を届け出たものは、工事完了の際にも届出を義務付けことを定めるものです。

18 指導及び助言

知事は、特定建築主が建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、当該特定建築主に対し、建築物環境計画書の内容について、指導又は助言を行うことができることとします。

(趣旨)

- ・ 特定建築主に対し、届出内容の錯誤の是正や、環境配慮の措置を講じることなどについて、指導・助言ができることを定めるものです。

第4章 温暖化の防止に関する啓発等

19 教育及び学習の振興等

府は、市町村と連携して、温暖化の防止に関し、事業者、建築主及び府民の理解を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとします。

(趣旨)

- ・ 事業者や府民が自ら積極的に、職場、家庭、学校、地域における温暖化防止のための活動を促

すために、教育・学習の振興及び広報活動・啓発活動の充実に必要な措置を府が講ずべきことを定めたものです。

20 調査研究

府は、温室効果ガスの排出の抑制に資する技術の評価その他の温暖化の防止に関する調査研究を行うものとします。

(趣旨)

- ・ 府が、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制に資する調査研究を行うことを定めたものです。

21 家庭用電気機器等販売事業者の努力義務

家庭用電気機器等で規則で定めるものを販売する事業者は、当該家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該家庭用電気機器等の温室効果ガスの排出の抑制に係る性能について、情報を提供するよう努めなければならないこととします。

(趣旨)

- ・ 府民の省エネルギー行動を促進するため、府民が省エネルギー型製品を比較、選択して購入できるよう、家電製品の販売業者に対し、家電製品の省エネルギー性能の違いを分かりやすく情報提供する旨の努力規定を定めるものです。(当面、対象品目として、エアコンディショナーを予定しています。)

22 顕彰の実施

知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとします。

(趣旨)

- ・ 特定事業者や特定建築主が行う温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制や建築物の環境配慮は、事業者の自主的な取組みを促進するものであり、事業者や建築主のより積極的な取組みを促進するため、顕彰の仕組みを規定するものです。

第5章 雑則

23 報告の徴収

知事は、この条例の施行に必要な限度において、9(1)の規定による届出をした特定事業者又は15(1)の規定による届出をした特定建築主に対し、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に係る措置又は建築物の環境配慮に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができることとします。

(趣旨)

- ・ 特定事業者や特定建築主から届け出のあった対策計画書や建築物環境計画書等について、届出

のみではその内容が十分把握できない場合や、届出内容に疑義のある場合等について、必要な限度において、報告や資料の提出を求めることができる規定を定めるものとします。

24 勸告

知事は、第9条第1項（対策計画書）、第10条第2項（変更対策計画書）若しくは第11条第1項（実績報告書）又は第15条第1項（建築物環境計画書）、第16条第1項（建築物環境計画書の変更）若しくは第17条第1項（工事完了）の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとします。

（趣旨）

- ・ 一定規模以上のエネルギーを消費する事業者や一定規模以上の建築物については、届出の義務付け及び届出概要の公表という仕組みを設け、これによって本制度の実効性を担保するものです。正当な理由なく届出を行わないときや、虚偽の届出であると認めるときは、届出の実施又は内容の是正を行うことを勧告することができる規定を定めるものとします。

25 勧告に従わない者の公表

- (1) 知事は、24の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができることとします。
- (2) 知事は、(1)の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならないこととします。

（趣旨）

- ・ 本制度の実効性を確保することにより、条例の趣旨を尊重し、公平性を確保するため、公表に関する規定を定めるものとします。
- ・ ただし、氏名等の公表は、公表される者に一定の不利益を与えることになるため、不利益処分に準じ、公表に係る者の意見聴取を行うこととし、公表に係る者の反論及び防御の機会を保障することとします。

その他

この条例は、平成18年4月1日から施行します。

大阪府温暖化の防止等に関する条例の概要について

(「事業活動のエネルギー対策」+「建築物の環境配慮」)

1 制度の趣旨

大阪府域では、地球的規模で進行している温暖化に、都市の中心部の気温が郊外よりも高くなるヒートアイランド現象が加わり、気温が上昇する傾向にある。この状況が続けば、都市環境の悪化を招きかねないことから、温暖化を緩和し、質の高い、豊かなまちづくりに向け、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策や、建築物の環境配慮を促進させることを目的とした、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定するものである。

2 各主体の責務

地球温暖化やヒートアイランド現象は、事業者によるエネルギーの大量消費だけが原因ではなく、建築物への太陽熱の蓄積、各家庭での電気、ガスの使用や自動車の利用など、あらゆる主体が相互に関係しており、それぞれの立場で対策を講じる必要があることから、本条例において、大阪府、事業者、建築主、府民の責務を定める。

3 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制

事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する規定の概要は下記のとおり

<p>温暖化対策指針</p>	<p>知事は、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制を行うために必要な事項について「温暖化対策指針」を定め、公表する。</p> <p>【温暖化対策指針に定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費量、温室効果ガス排出量等の算定方法 温室効果ガス及び人工排熱の削減方法 温暖化対策計画書の作成方法 温暖化対策実績報告書の作成方法
<p>温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制義務</p>	<p>すべての事業者は、温暖化対策指針に基づき温室効果ガスの排出及び人工排熱を抑制するための措置を講じるよう努める。</p>
<p>対策計画書</p>	<p>一定規模以上の事業者(以下「特定事業者」という。)は、以下の事項を記載した対策計画書を作成し、知事に届け出る。また、以下の の事項の変更をしようとするときは、新たに対策計画書を作成し、知事に届け出る。</p> <p>【対策計画書の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の氏名及び住所 事業所の名称及び所在地

	<p>事業の概要</p> <p>事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策</p> <p>事業活動に係る温室効果ガスの抑制に関する目標</p> <p>その他、別に定める事項</p> <p>特定事業者</p> <p>府域におい年間の燃料と電力を合算したエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で 1,500 キロリットル/年以上の事業所を持つ事業者</p> <p>府域に使用の本拠を有する自動車(軽自動車を除外する予定)を100台以上使用する事業者 自動車運送事業者等</p> <p>24 時間営業を常態とする一定規模以上(原油換算燃料等使用量で 1,500 キロリットル/年以上)の事業者 コンビニエンスストア等</p>
実績報告書	<p>特定事業者は、以下の事項を記載した実績報告書を作成し、知事に届け出る。</p> <p>【実績報告書の事項】</p> <p>事業活動に係る温室効果ガスの排出量</p> <p>削減対策の実施状況 等</p>
届出内容の公表	<p>知事は、特定事業者から届出のあった対策計画書、実績報告書の概要を公表する。</p>
指導及び助言	<p>知事は、特定事業者から届出のあった対策計画書、実績報告書の内容について指導、助言できる。</p>

4 建築物の環境配慮

建築物の環境配慮に関する規定の概要は下記のとおり

建築物環境配慮指針	<p>知事は、建築物の環境配慮を適切に実施するため、「建築物環境配慮指針」を定め、公表する。</p> <p>【建築物環境配慮指針に定める事項】</p> <p>建築物が環境配慮すべき項目</p> <p>建築物の環境配慮の評価手法 等</p>
建築主の環境配慮義務	<p>すべての建築主は、建築物の新增改築の際、建築物環境配慮指針に基づき建築物の環境配慮の措置を講じるよう努める。</p>
建築物環境配慮計画書	<p>一定規模(延床面積 5,000 m²)を超える建築物を新增改築する建築主(以下「特定建築主」という。)は、以下の事項を記載した建築物環境計画書を作成し、知事に届け出る。また、工事完了までに以下の から までの事項の変</p>

	<p>更をしようとするときは、その旨を知事に届け出る。</p> <p>【建築物環境計画書の事項】</p> <p>特定建築主の氏名、住所等</p> <p>特定建築物の名称及び所在地</p> <p>特定建築物の概要</p> <p>建築物の環境配慮のために講じた措置</p> <p>建築物の環境配慮のために講じた措置の評価結果</p> <p>その他、別に定める事項</p>
工事完了の届出	特定建築主は、工事の完了を知事に届け出る。
届出内容の公表	知事は、特定建築主から届出のあった建築物環境計画書等の概要を公表する。
指導及び助言	知事は、特定事業者から届出のあった建築物環境計画書等の内容について、特定建築主に対し指導、助言できる。

5 温暖化防止に関する啓発等

(1)教育及び学習の振興等

府は、市町村と連携して、事業者、建築主、府民に対し、温暖化の防止に関し、教育・学習の振興、啓発活動・広報活動の充実などの措置を講じる。

(2)調査研究

府は、温暖化の防止に関する調査研究を行う。

(3)家庭用電気機器等販売事業者の努力義務

家庭用電気機器等を販売する小売業者は、家庭用電気機器等を購入しようとする府民等に対して、省エネルギー性能等の情報を適切に表示するよう努める。

(4)顕彰の実施

知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制、建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行う。

6 勧告・氏名公表等

条例に規定する温暖化対策計画書、建築物環境計画書等の届出を行うべき特定事業者、特定建築主が、届出を行わないときなどに対する勧告や氏名公表等の制度を定める。

(1)報告

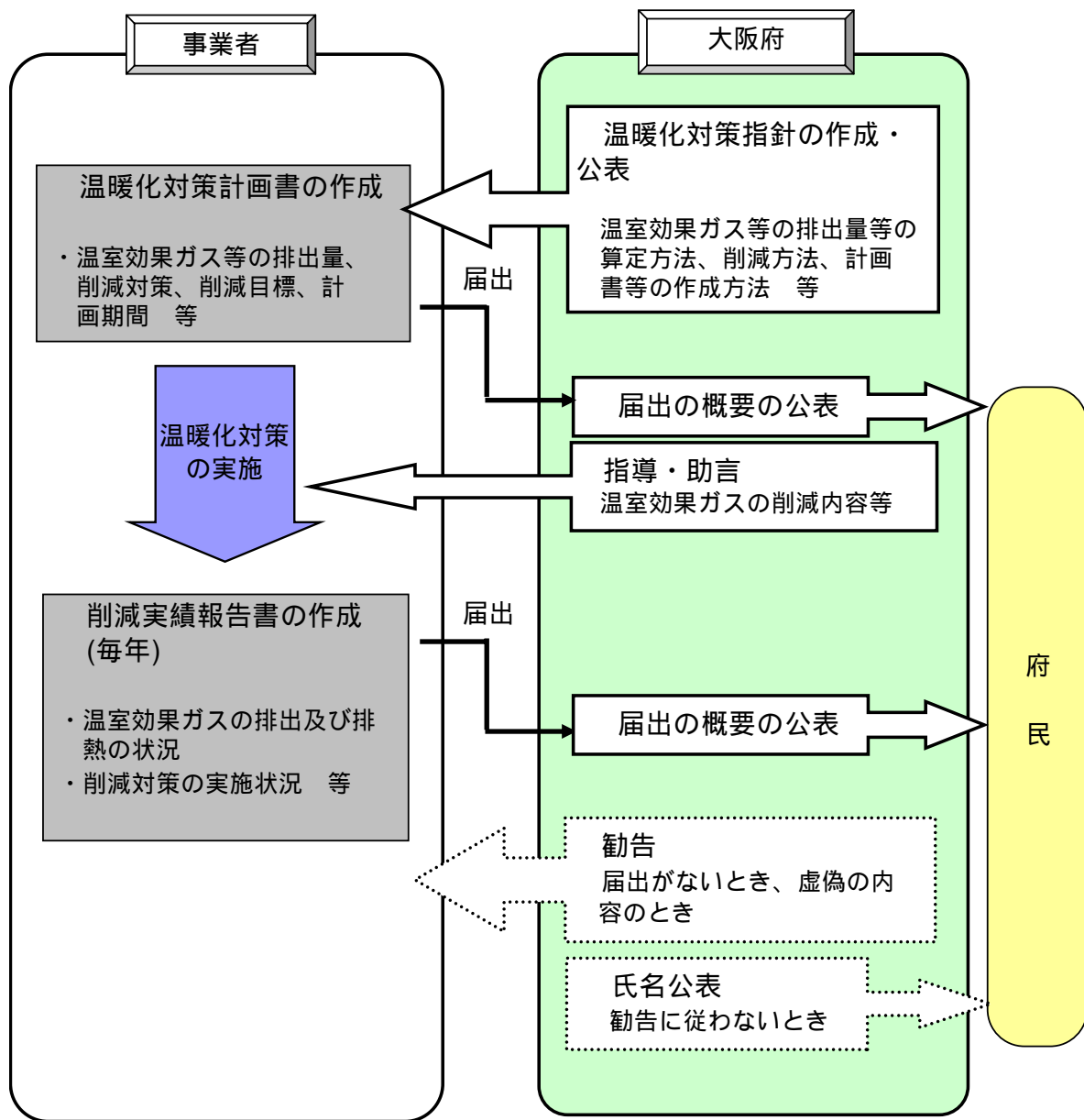
特定事業者に、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に係る措置状況、特定建築主に、建築物の環境配慮の措置状況について報告させ、又は資料を提出させることができる。

(2) 勧告

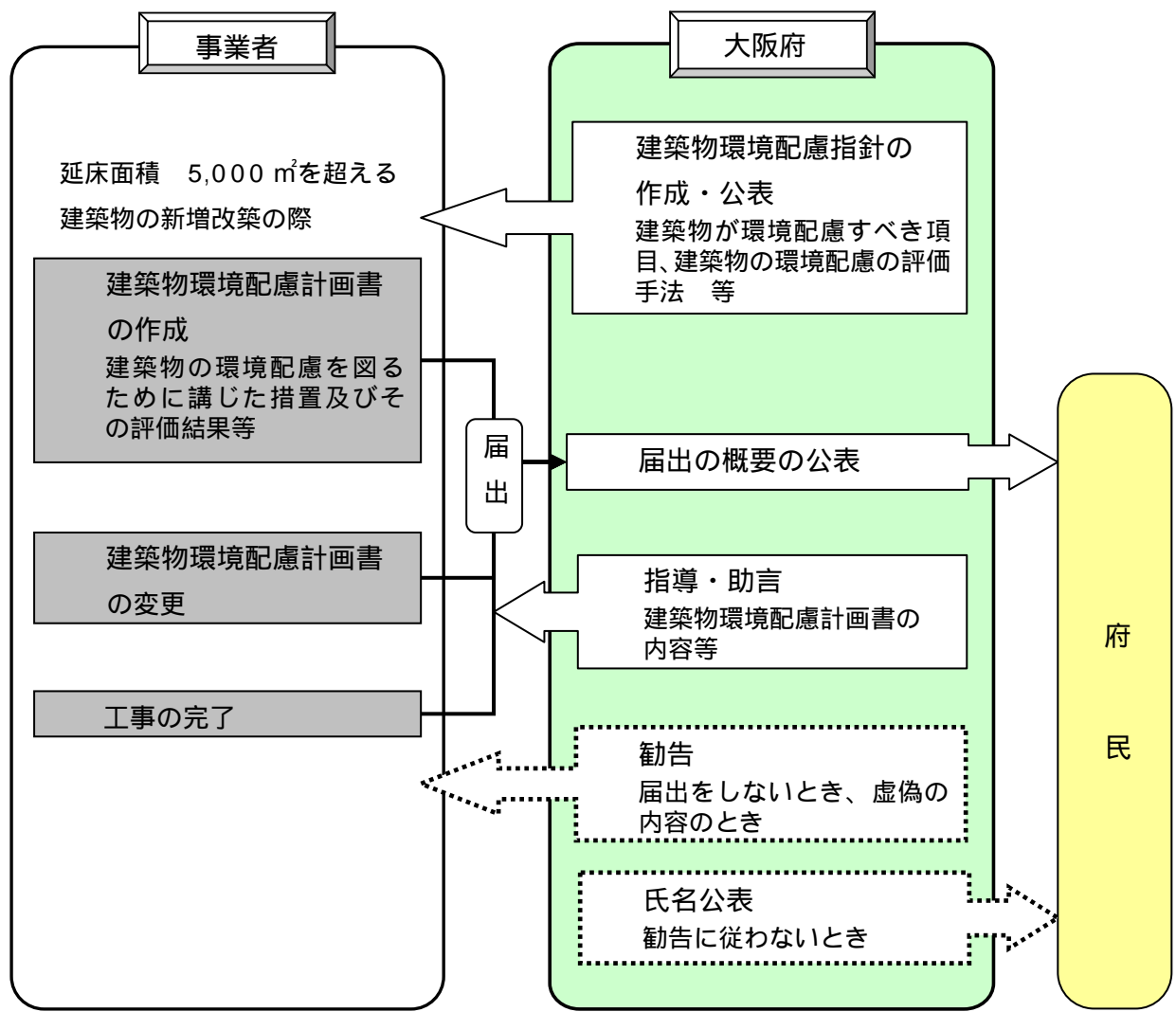
正当な理由がなく、届出を行わないとき又は虚偽の内容の届出を行ったとき、知事は勧告することができる。

(3) 勧告に従わない者への公表

勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないとき、知事はその旨を公表することができる。その際には、事前の通知及び意見の聴取の手続きを行う。



事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策に係る手続き



建築物の環境配慮に係る手続き